

AI技術を利用した意思決定と消費者問題

——意思表示モデルの再定式化による法的課題の析出——

大阪大学大学院法学研究科
大塚智見

自己紹介

- 専門分野： 民法、信託法、情報法
- 研究対象： 契約、相続、担保、個人情報保護など
- 主な経歴
 - 2013年 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻修了
 - 2013年-2016年 東京大学大学院法学政治学研究科 助教
 - 2016年-2021年 上智大学法学部 准教授
 - 2021年-現在 大阪大学大学院法学研究科 准教授

 - 2021年-2025年 法務省 民事局調査員
 - 2021年-現在 総務省 情報通信法学研究会構成員
 - 2025年 内閣府 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会参与

本報告の課題

- 問題意識

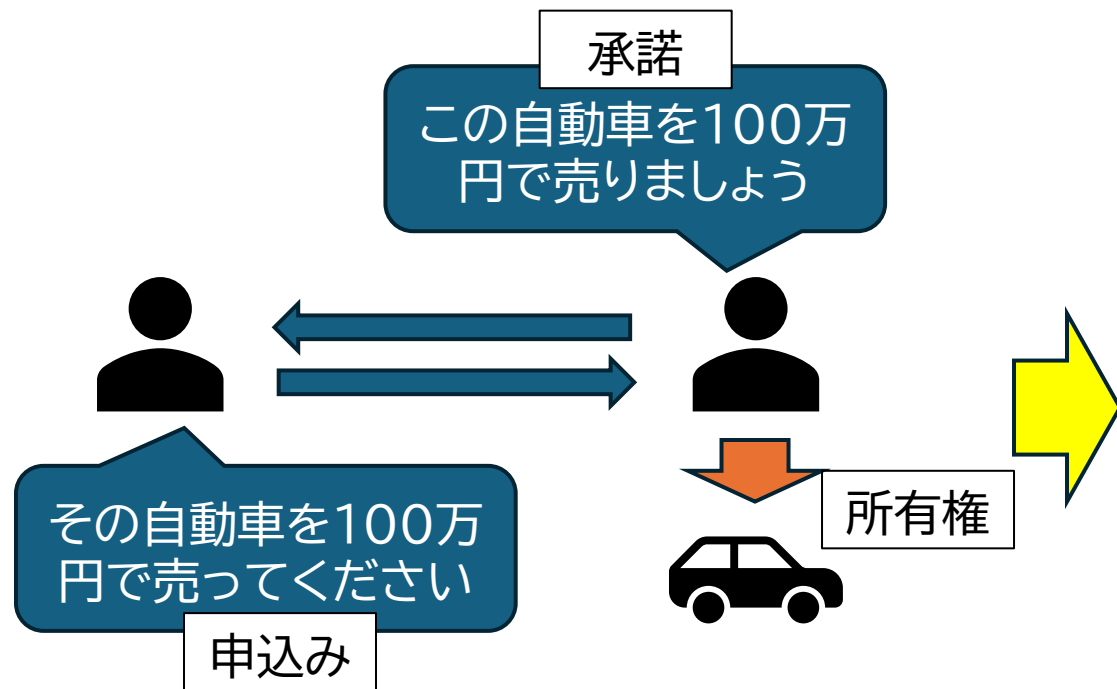
- AI技術の利用が消費者の意思決定プロセスに何らかの影響を与え、その自律的な意思決定を阻害していないか
- →どのように法的問題として位置づけることができるか

- 分析方法

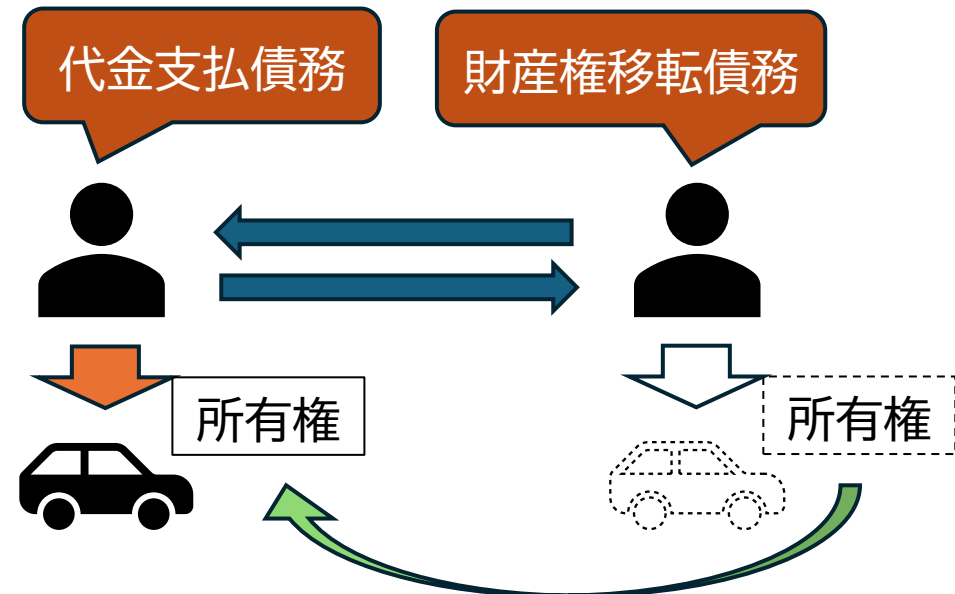
- 契約の成立要件である意思表示の構造を分析する
- AI技術の利用による諸問題を意思表示モデルの中に位置づける

契約の成立と効力

- 契約の成立要件
= 申込みと承諾の合致



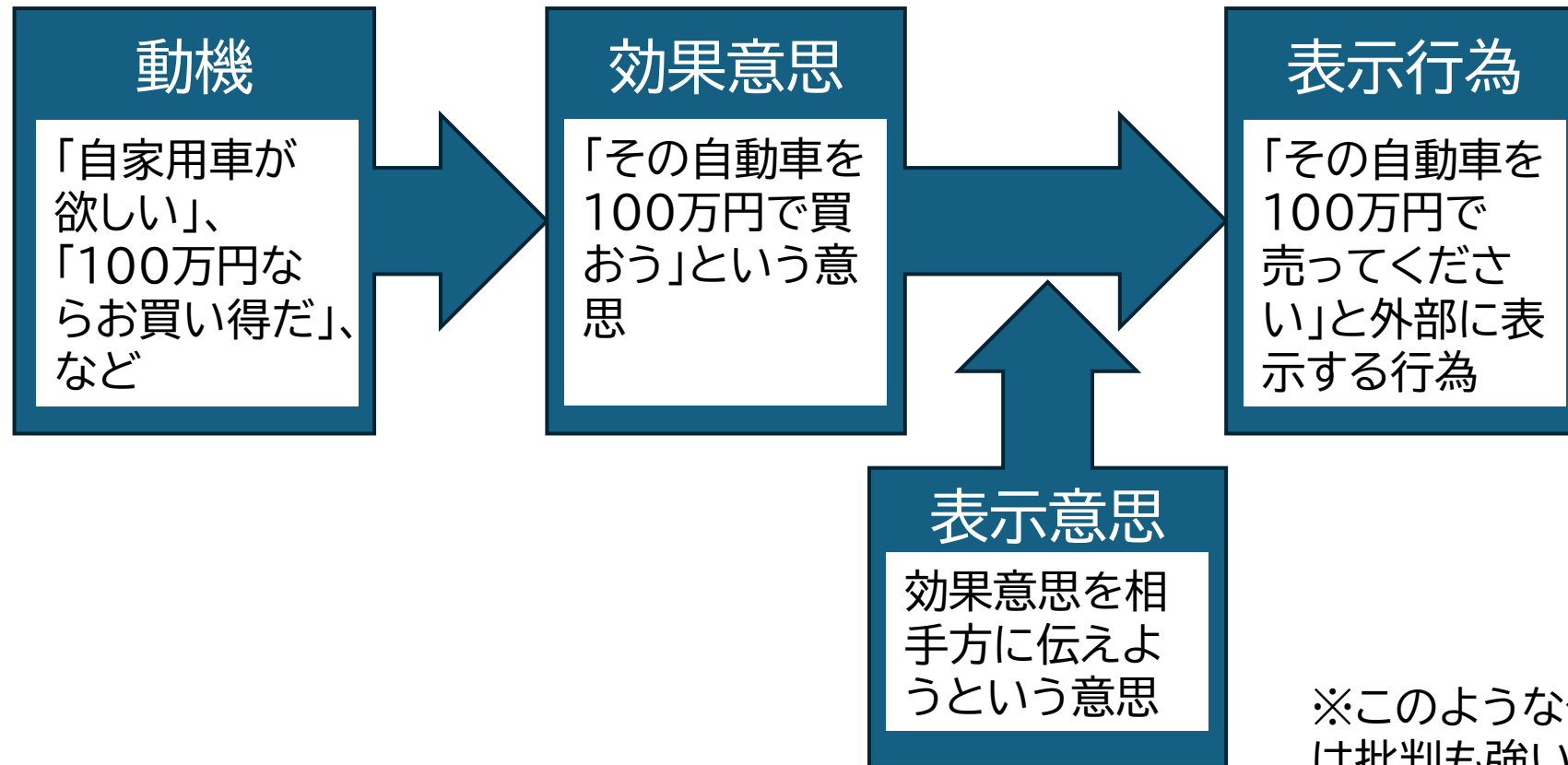
- 契約の効力
= 債権債務関係の発生



申込み・承諾・意思表示

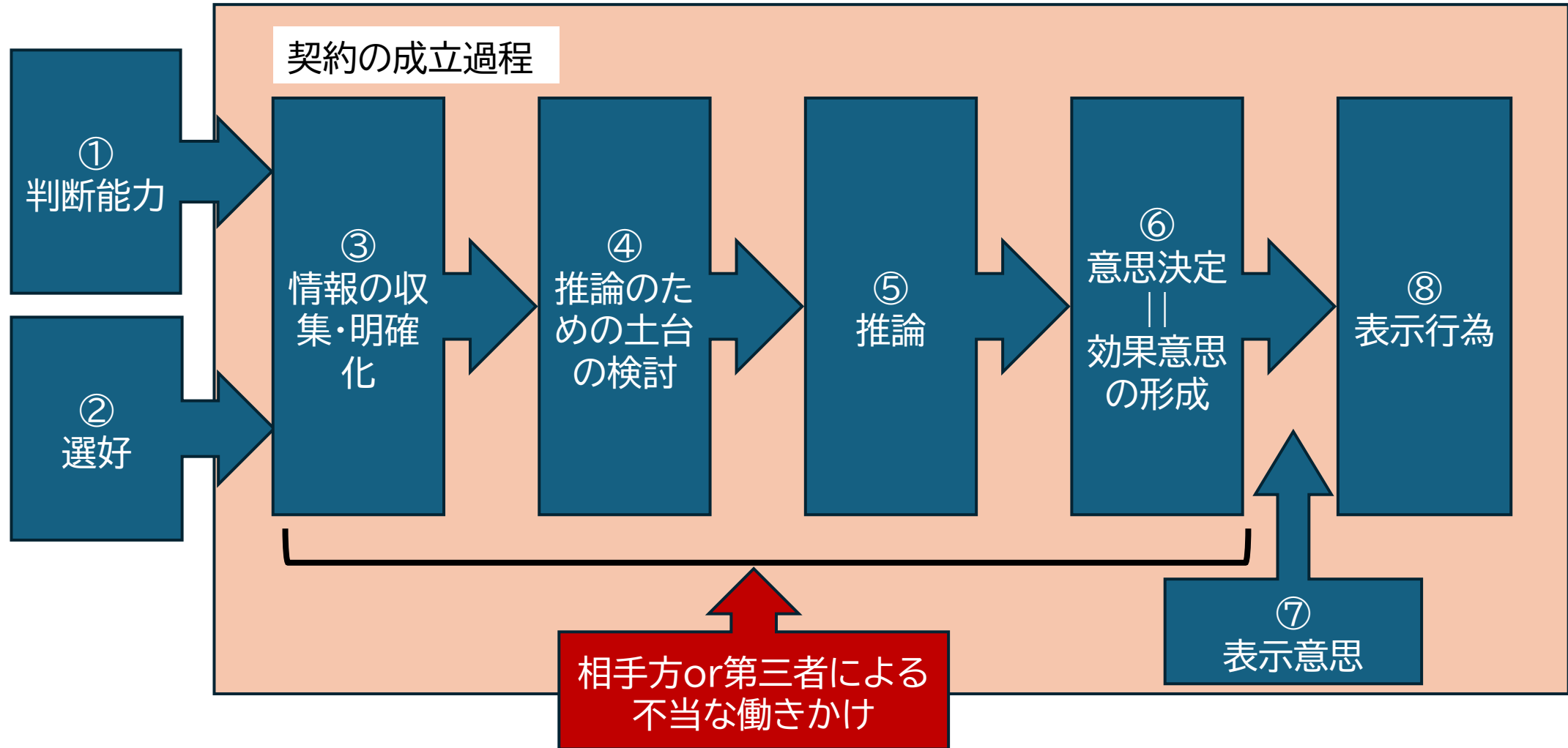
- 申込み＝「契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示」
(民法522条1項)
 - 具体例:「その自動車を100万円で売ってください。」
- 承諾＝申込みに対してその内容どおりに契約を成立させる旨の意思表示
 - 具体例:「この自動車を100万円で売りましょう。」
- 意思表示＝一定の法律効果の発生を目的とする意思の表明
 - 具体例:申込み、承諾

意思表示の構造(伝統的な考え方)



※このような分析に対しては批判も強い

意思表示の構造(再): 田中報告を参考に



①判断能力・②選好

- 一般的な判断能力の欠如を理由として法律行為(契約など)の効力を否定する仕組み
 - ex. 意思能力・行為能力(未成年者、成年被後見人など)
- AI技術利用の意義
 - 日常的な利用が判断能力や選好に影響を与える?(選好に対する影響については後述)
 - 判断能力が不十分な者を補助することが可能?

③情報の収集・明確化＋④土台の検討

- ③情報の収集・明確化＋④土台の検討
 - →⑤推論＋⑥意思決定の基礎とすべき情報を確定するプロセス
 - ⇔正確でない／信頼できない情報を正確な／信頼できる情報と誤信して推論・意思決定の基礎とすることによって自律的意思決定が阻害される
 - 契約(意思表示)に関する情報
 - (事業者によって提示された契約について)その商品やサービスをその対価で得ることを好むか、(複数の選択肢がある場合)いずれの契約を最も好むかという判断の基礎となる情報…商品やサービスの内容・質、対価の内容、提供する事業者に対する信頼、契約の期間(解約の容易さ)・複雑さなど
 - 情報に関する情報(メタ情報)
 - ある情報が正確か、どの程度信頼できるかという判断の基礎となる情報…情報を提供する主体(メディア、専門家、AI)、情報を提供する主体と契約を提供する主体の利害関係、情報のソースなど

③情報の収集・明確化＋④土台の検討

- 情報の正確性／信頼性を確保するための仕組みの例
 - (ア)基礎事情の錯誤(民法95条1項2号)
 - 「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」があった場合、意思表示を取り消すことができる
 - ※表示されていたことが必要、表意者に重過失がある場合は取消し不可
 - (イ)詐欺(民法96条1項)
 - 相手方又は第三者が故意に表意者を騙した場合、意思表示を取り消すことができる
 - ※第三者詐欺の場合、相手方が詐欺の事実を知り、又は知ることができたときに限る
 - (ウ)不適切な勧誘による誤認(消費者契約法4条1項2項)
 - 消費者契約において、不実表示・断定的判断の提供などがあった場合→取消し可
 - (エ)情報提供義務(説明義務)(民法465条の10など)
 - 相手方又は第三者に情報提供義務が課される場合あり→契約の有効性に影響？

③情報の収集・明確化 + ④土台の検討

• AI技術を利用した情報の収集・明確化 + 土台の検討

• 正の側面

- 労力や時間をかけずに(相対的に)正確な／信頼できる情報を収集し、推論・意思決定の基礎とすることができる(資源合理性の観点)

• 負の側面

- AIの収集した情報の正確性に対して過剰な信頼が生じうる(利用者のリテラシーとの関係)、開発者の強化学習によって「不適切な」出力がなされるおそれがある

• 解決策:情報の正確性／信頼性を反映した意思決定を可能とする

- (ア)消費者に契約(意思表示)の取消権を与える:要件は? 相手方保護は?
- (イ)AI事業者の情報提供義務(メタ情報を含む)を課す→損害賠償責任など
- ≠ 正確な情報を出力させる義務

⑤推論 + ⑥意思決定

- ⑤推論 + ⑥意思決定
 - →③・④で確定した情報を基礎にして、自分の②選好を基準にして契約を評価し、その契約を締結するかを決定するプロセス
 - ③・④プロセスにおける情報の正確性／信頼性は(ある程度)客観的に評価することが可能
 - ⇔②選好は表意者に固有のものであるため、⑤・⑥プロセスの適切さは基本的に主観的に評価される
 - →自律的意思決定が阻害されたかは客観的に評価することが困難

⑤推論＋⑥意思決定

- 適切な推論・意思決定を確保する仕組みの例
 - (ア)脆弱性への「つけ込み」(消費者契約法4条3項5号など)
 - 判断能力の低さによる極端に非合理的な選好→これを利用してなされた不当な働きかけに基づく意思表示を取り消すことができる(ex. 進学・就職・容姿等の不安をおおる告知、デート商法)
 - (イ)過量契約(消費者契約法4条4項)
 - 事業者が当該消費者にとっての通常分量を著しく超えるものであることを知って勧誘した場合、消費者は意思表示を取り消すことができる
 - (ウ)適合性の原則(金融商品取引法40条)
 - 特定の顧客との関係で明らかに過大なリスクを伴う取引を積極的に勧誘してはならない→損害賠償責任を負う場合がある(最判平成17・7・14民集59巻6号1331頁)
 - (エ)助言義務(∵専門家への信頼)

⑤推論 + ⑥意思決定

- AI技術を利用した推論 + 意思決定
 - 正の側面
 - 労力や時間をかけずに推論・意思決定をすることができる(資源合理性の観点)、パーソナライズされたAIの場合、消費者の選好を反映できる
 - 負の側面
 - 消費者が「望まない」意思決定を促される、パーソナライズされるほど消費者が選択する機会を喪失する(※選択するコストの低減ともいえる)
- 解決策:消費者による自己決定とAIによる助言のバランスをとる
 - (ア)「不適合な」契約の有効性を否定する→不適合性をどのように判断するか？
 - (イ)自律的な意思決定を可能とするための情報・選択肢を提供させる

⑦表示意思・⑧表示行為

- AIが表示行為までを代替する場合
 - ex. AIによる自動注文機能を備えた冷蔵庫
 - →表意者の表示意思・表示行為(・効果意思)があるといえるか？
- 中谷(2025)によるドイツ法学説の紹介と分析
 - 道具説:AIによる表示=利用者による意思表示
 - 信託責任説:意思表示が存在しない→相手方の信託を根拠とする責任
 - 代理人説:AIによる(意思)表示→利用者に帰属
 - →AIの「錯誤」を認めるべきか？

本報告のまとめ

- 消費者によるAI技術利用の意義
 - 正の側面
 - 労力や時間を節約しつつ、(相対的に)「適切な」意思決定をすることを可能とする
 - AIが「適切な」情報や選択肢を提供する場合、消費者の認知資源をその吟味に当てることができ、自律的な意思決定を推進することを可能とする
 - 負の側面
 - AIの「不適切な」出力が消費者の自律的な意思決定の基礎を喪失させうる
 - AIへの過剰な信頼・依存が自律的な意思決定を阻害しうる
- 解決策
 - 自律的な意思決定を可能とするための情報・選択肢の提供を義務づける

主な参考文献

- 泷史彦「表意者の認識・判断と意思表示理論——認知科学と法理論のすれ違いの一斑」石川博康・加毛明編『契約法の基層と革新』33頁(東京大学出版会、2024年)
- 山城一真『契約法を考える』(有斐閣、2024年)
- 中谷崇「AIを利用した意思表示と錯誤取消に関する一考察」立命館法学 420・421号1371頁(2025年)
- 水津太郎「意思表示の瑕疵と体系——意思の欠缺と瑕疵ある意思表示の区別について」丸山絵美子ほか編『民法(債権関係)改正後の民法学』19頁(商事法務、2025年)